

別紙

○EU による新たな植物検疫措置の対象植物及び害虫

1. 培養資材を使用して輸出する全ての栽培用植物（植物の全生育期間中、網室等で管理されている植物を除く）
 - ・マメコガネ *Popillia japonica* Newman(日本既発生)
2. **別表**1 に掲げる栽培用（木本）植物（幹の基部の直径が 2 cm 未満の植物又は、直近 6 ヶ月間網室等で管理されている植物を除く）
 - ・ナンヨウキクイムシ *Euwallacea fornicatus sensu lato*（日本既発生）
3. **別表**2 に掲げる栽培用（木本）植物（幹の基部の直径が 1 cm 未満の植物又は、直近 2 年間網室等で管理されている植物を除く）
 - ・クワカミキリ *Apriona rugicollis* Chevrolat（日本既発生）

○適用時期

- ・令和 4 年 4 月 11 日（ナンヨウキクイムシに係る措置にあつては令和 5 年 1 月 11 日）以降に EU 域内に到着する荷口から適用

○追加となる輸出検疫手続き

1. マメコガネ
 - ・輸出前 3 ヶ月間の毎月、マメコガネを対象とした園地内の発生調査
 - ・毎年 6～8 月の間に 1 回、マメコガネを対象とした園地周辺の発生調査
 - ・輸出検査時、マメコガネを対象とした培養資材の検査
2. ナンヨウキクイムシ
 - ・輸出前 3 ヶ月間の毎月、ナンヨウキクイムシを対象とした園地内の発生調査
 - ・毎年 6～8 月の間に 1 回、ナンヨウキクイムシを対象とした園地周辺の発生調査
3. クワカミキリ
 - ・毎年 6～8 月の間に 1 回、クワカミキリを対象とした園地周辺の発生調査

(留意事項)

- ・この他、栽培地検査の際には、園地内の他の植物及び土壌等の調査も実施します。
- ・培養資材を付して輸出しない場合、1. マメコガネに対する追加対応は不要です。
- ・輸送中における根周りの保護を目的として培養資材を付する場合、1. マメコガネに対する措置の適用外となるか事前に輸出先国の植物検疫当局へご確認ください。
- ・輸出する植物及びそれらの培養資材から上記の害虫が発見された場合、輸出不可となり、当該年度の園地登録を取消とします。